

「農業者等新型コロナウイルス 感染症対策支援事業」 のご案内

対象となる方

☆屋内外の密閉空間での農作業（茶摘み、出荷作業等）を実施するために従業員を雇用する販売農家※（家族経営は対象外）。

☆従業員を雇用して営業している直売所（軒先販売除く）。

※ 経営耕地面積が30a以上 又は
農産物販売金額が50万円以上の農家

本事業は、新型コロナウイルス感染症により影響が生じている農業者等を対象に、経営を継続するための感染症予防対策や影響を軽減するために必要な取組に対し、市から補助を行うものです。

【支援内容】

◎対策経費

☆雇用する従業員に対する新型コロナウイルス感染症の予防対策に必要な取組にかかる経費

◎補助率

3分の2以内（補助上限額20万円／1戸）

※事業の詳細は裏面をご覧ください

申請締切

令和2年10月30日（金）まで

問合先
申請書類提出先

城陽市農政課（0774-56-4005）

補助金の事業内容

支援対象

- ① 屋内外の密閉空間での農作業（茶摘み、出荷作業）を行う従業員に対し配布するマスクや消毒液などの購入経費
- ② 密集を避けるため、屋外で農作業を行う従業員の休憩場所を分散させるために必要なテントやベンチの購入経費（補助金上限2万円）
- ③ 直売所の飛沫防止のためのアクリル板などの設置経費
- ④ 直売所の従業員や来客用の消毒液の購入経費

※ただし、他の事業との重複申請とならないもの。

※国において「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定された令和2年2月25日以降の取組が対象です。

補助金事務の流れ

- ① 城陽市農政課へ交付申請 [農業者]
- ↓
- ② 市より交付決定
- ↓
- ③ 取組を実施 ※1 [農業者]
- ↓
- ④ 城陽市農政課へ実績報告※2 [農業者]
- ↓
- ⑤ 市より補助金の支払い

※1 令和2年2月25日以降に購入されている経費は交付決定前でも対象となります。

※2 申請内容と実際に行った内容が変更となる場合（交付決定額が変更となる場合等）は実績報告の前に変更承認申請書を提出していただく必要があります。また、実績報告の時は領収書（シート）の写しの添付が必要です。

※3 [農業者]と記載している箇所は、申請者（農業者）において本事業に係る申請等の手続きを行っていただくこととなります。